

信州リゾートテレワーク実践支援金交付要領

1 趣旨

企業等に対し県内の滞在に必要な経費を支援することで、信州リゾートテレワークの利用促進を図る。

2 定義

この要領において、「信州リゾートテレワーク」とは、長野県内のリゾート地に滞在し、仕事をしながら休暇を楽しむ新しいライフスタイルのことをいう。

なお、仕事と休暇を組み合わせた造語「ワーケーション」と同義とする。

3 支援対象者

- ・長野県外に拠点を有する民間企業や団体等（法人格を持たない場合は、規約等に代表者の定めがあること）
- ・長野県外に拠点を有する個人事業主（税務署に個人事業の開業届出を行っていないフリーランスを含む）
- ・「信州版 新たな旅のすゝめ」※で長野県が求める新型コロナウイルス感染防止対策にご協力いただける者（共通要件）

※<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/tabinosusume.html>

4 支援対象経費

県が別に定める対象地域において、支援対象者が信州リゾートテレワークの実践に要する経費のうち、信州リゾートテレワーク実践者の県内宿泊費を対象とする。ただし、以下の要件を満たす場合に限る。

- ・県内に3連泊以上滞在すること（複数の宿泊施設を組み合わせることも可）
- ・宿泊旅行代金が1人泊あたり1万円以上（※）であること

※1人あたりの宿泊旅行代金の総額を泊数で按分した金額を基準とします。

※Go To トラベル事業と併用いただくことも可能です。その場合、前項の基準額は、Go To トラベル適用前の金額とします。

※食事代、サービス料、アクティビティ参加料、観光施設入館料、消費税及び地方消費税、入湯税等について、あらかじめ宿泊旅行代金に含まれる場合は対象とします。

※企画旅行の場合、前項に加えて交通費（鉄道、バス、航空機等）についても、あらかじめ宿泊旅行代金に含まれる場合は対象とします。

5 支援金額

- ・1～2泊目 1人泊あたり2,000円
 - ・3～7泊目 1人泊あたり3,000円
- 一人1回の旅行あたりの連泊数は7泊を上限とします。

6 支援対象期間

第1期：令和2年10月26日から12月1日チェックアウトまでの宿泊分

第2期：令和2年12月1日から令和3年3月1日チェックアウトまでの宿泊分

※年末年始（令和2年12月25日チェックインから令和3年1月4日チェックアウトまでの宿泊分）は除きます。

7 支援を受けるための手続き

- ①支援対象者が信州リゾートテレワーク実践支援金受付窓口（以下「支援金窓口」）に対し、参加意向表明書を提出してください。
- ②支援金窓口が支援対象者に対し、ニーズに合う対象地域を紹介いたします。合わせて、支援金窓口から当該対象地域に対し、支援対象者の受入に向けた各種調整を依頼します。
- ③支援対象者と対象地域の申込窓口が信州リゾートテレワーク実践の日程や交通・宿泊手配等について調整を実施してください。交通・宿泊の手配の方法については、対象地域が指定する旅行代理店と旅行契約を結ぶか、もしくは支援対象者が自ら手配する場合のいずれかによります。

※対象地域との調整の結果、実践を見合わせる事となった場合は、支援金窓口までご一報ください。必要に応じて他の対象地域を紹介させていただきます。

- ④支援対象者は信州リゾートテレワークを実践してください。
- ⑤支援対象者は信州リゾートテレワークを実践後、10日以内に実績報告書兼支援金請求書を支援金窓口へ提出してください。
- ⑥支援金窓口は、実績報告書兼支援金請求書を受領後、概ね2週間以内に指定口座に支援金額を入金いたします。

8 問い合わせ先

<事業全般に関する事>

長野県観光部観光誘客課 TEL 026-235-7354 E-mail kakoshin@pref.nagano.lg.jp

平日9～17時（土日祝、年末年始は休業）

<信州リゾートテレワーク実践支援金受付窓口>

長野県で癒される連泊促進事業事務局 TEL 026-219-6265 E-mail renpaku@jtb.com

平日10～17時（土日祝、年末年始は休業）

〔更新履歴〕

- ・「6 支援金対象期間」の第2期を追加（令和2年11月16日更新）